

伊勢市公報

第489号
 令和8年3月23日
 月曜日

目次

	頁
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程を廃止する規程	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	8
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	9
上下水道事業告示	
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	10
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	12
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	13
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	15

伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程を廃止する規程
伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程（令和 7 年伊勢市上下
水道事業管理規程第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 22 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 齋 藤 達 友

省略

変更後 齋 藤 清

省略

伊勢市告示第 23 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 宏

省略

変更後 宮 本 元 重

省略

伊勢市告示第 24 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社ケアプロフェッショナル
所在地 伊勢市村松町 1375 番地 6
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 相談支援事業所 きぼうの家伊勢
所在地 伊勢市村松町 1375 番地 6
- 3 指定の年月日
令和 8 年 3 月 1 日
- 4 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430801007

障害児相談支援事業所 2470800273

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 8 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,009 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,739 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,477 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 100,429 人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第243回総会を次のとおり招集します。

令和8年3月6日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年3月16日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
(伊勢市への意見提出)

伊勢市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務を委託した者

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム

2 歳入の内容

次の公金の徴収又は収納の事務

(1) 水道事業

水道料金

(2) 下水道事業

下水道使用料

3 指定日

令和7年11月7日

4 委託日

令和 7 年 11 月 7 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 8 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）
- 2 案の公告日
令和 7 年 12 月 17 日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 11 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 8 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 5 日

至 令和 8 年 4 月 4 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市人権教育基本方針(案)に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年3月2日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

- 1 案の題名
伊勢市人権教育基本方針(案)
- 2 案の公告日
令和7年9月10日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。